

令和5年度 集団指導

～相談支援系サービス編～

～対象サービス～

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 障害児相談支援
- ・ 地域定着支援



練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係

説明内容

- 1 虐待防止のための措置について
- 2 業務管理体制の届出について
- 3 主任相談支援専門員配置加算について
- 4 関係法令等

1 虐待防止のための措置について



虐待防止のための措置に関する事項を 運営規程に明示すること

- ◆虐待防止担当者の選定
- ◆成年後見制度の利用支援
- ◆苦情解決体制の整備
- ◆虐待防止のための研修の実施
- ◆虐待防止委員会に関すること

虐待を防止するための体制の整備

定期的 年1回以上
新規採用時研修必須

委員会の開催および周知、研修を実施したことがわかるよう記録等に残しましょう。

- ◆ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について全従業員へ周知すること
- ◆ 虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ◆ 虐待防止担当者を置くこと

相談支援専門員を配置すること

虐待の防止のための対策を検討する委員会 (虐待防止委員会) の役割

虐待防止のための
計画づくり

- 研修を計画する
- 虐待防止のための指針を作成する
- 掲示物等を作成・掲示する
- 自己点検チェックリストを作成・実施する

...等

虐待防止のチェックと
モニタリング

虐待発生後の検証と
再発防止策の検討

- 委員会の検討結果を全従業員に周知する

実施したことは記録等に残しましょう。

2 業務管理体制の届出について

業務管理体制の届出の根拠法令

障害者総合支援法 第51条の31

一般相談支援

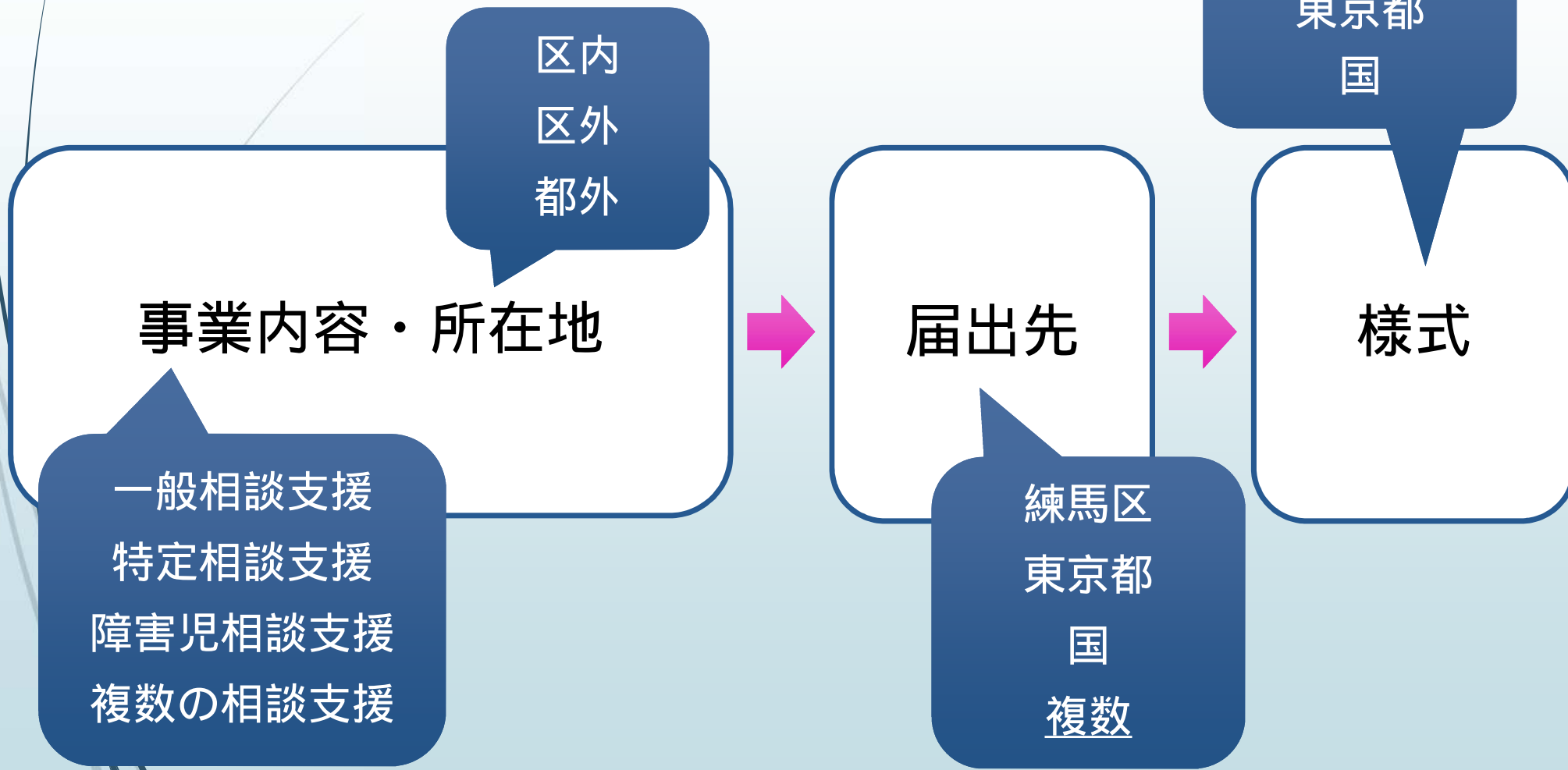
特定相談支援

児童福祉法 第24条の38

障害児相談支援

- 業務管理体制を整備し、区分に応じて届け出ること
- 届出の内容に変更が生じたときは届け出ること
- 区分に変更が生じたときは変更前と変更後の行政機関に届け出ること

届出先について



練馬区内のみで次のような 相談支援事業所を運営する場合

障害児相談支援は
特定相談支援と一体的に指定が基本

一般相談支援の届出先は
東京都または国

事業の内容	根拠法令	届出先	届出様式
一般相談支援のみ	総合支援法	東京都	東京都
特定相談支援のみ	総合支援法	練馬区	練馬区
特定相談支援・ 障害児相談支援	総合支援法・ 児童福祉法	練馬区	練馬区
一般相談・ 特定相談・ 障害児相談	総合支援法・ 児童福祉法	東京都（一般・特定） ・練馬区（障害児）	東京都・ 練馬区

複数の所在地（区内と区外等）で事業を実施する場合は、届出先等が異なる場合があります。

3 主任相談支援専門員配置加算について

対象：計画相談支援 および 障害児相談支援

主任相談支援専門員配置加算の算定要件

- ◆ 常勤の主任相談支援専門員を
1名以上配置すること
- ◆ 市区町村へ届け出ること
- ◆ 主任相談支援専門員が研修を実施すること

体制の整備を事業所に掲示し、公表してください。

主任相談支援専門員とは



相談支援従業者現任研修

修了

相談支援 又は
障害児相談支援 に
3年以上従事

定められた研修

修了

証明書

主任相談支援専門員が実施する研修

利用者情報やサービス提供に係る留意事項の伝達等を目的とした会議の開催

新規採用の相談支援専門員に対して同行による研修の実施

サービスの総合的で適切な援助技術の向上を目的とした指導、助言

事例検討会等への参加

実施したことは記録等に残しましょう。

4 關係法令等

～法令等～

障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則
児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

障害者総合支援法 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

～運営基準～

障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

【[厚生労働省令 第27号](#)】

障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

【[厚生労働省令 第28号](#)】

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

【[厚生労働省令 第29号](#)】

～解釈通知等～

障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

【[障発第0330第21号](#)】

障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

【[障発第0330第22号](#)】

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

【[障発第0330第23号](#)】

～虐待防止に関する法令等～（1に関すること）

障害者虐待防止法

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）

（令和5年5月9日5福保障施第319号）

～業務管理体制に関する手引き～（2に関すること）

業務管理体制の届出のしおり

障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成24年2月20日）

～算定に関する基準等～（3に関すること）

障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

【[厚生労働省告示第124号](#)】

障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

【[厚生労働省告示第125号](#)】

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

【[厚生労働省告示第126号](#)】